

全国市長会

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 42

平成23年6月15日

各市秘書課長
各支部・都道府県市長会事務局長 } 様

全国市長会

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部

事務局長 芳山達郎

東日本大震災による宅地災害などに対する要請活動について

6月14日、森会長は東日本大震災の被災市長に同行し、①公共土木施設災害復旧事業の弾力的運用及び対象範囲の拡大、②既存の災害対策関連事業の採択要件の緩和、③災害対策関連事業の国庫補助率の嵩上げ、④応急工事に対する支援、⑤宅地災害の復旧に対する負担軽減などの支援や復旧工事に対する助成制度の創設、⑥原子力発電所事故に伴う下水道処理施設の汚泥処理対策などにつきまして、総務省、国土交通省に対し要請を行いましたので、ご報告申し上げます。

○要請者

森会長、奥山・仙台市長（東北市長会長）、勝部・一関市長、風間・白石市長、佐藤・栗原市長、瀬戸・福島市長、原・郡山市長、渡辺・いわき市長、橋本・須賀川市長、小沢・奥州市長（代理）

○要請先（本人面会）

片山・総務大臣、鈴木・副大臣、逢坂・大臣政務官
国土交通省の増田・国土交通審議官、加藤・都市・地域整備局長、関・河川局長、菊川・道路局長、川本・住宅局長はじめ同省幹部

○要請書 別添

担当 全国市長会 企画調整室
電話 03-3262-2312 FAX03-3263-5483
Email kikaku@mayors.or.jp

東日本大震災による宅地災害に関する 緊急要望

平成23年6月

一関市 奥州市 仙台市 塩竈市 白石市 栗原市
福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市

この度の東日本大震災は、東日本太平洋沿岸地域一帯に激甚災害をもたらした、まさに国難ともいえる大災害である。このうち岩手、宮城、福島の上三県においては、津波被害に加え、丘陵部を中心に宅地災害が多数発生している。

地盤の崩落など大規模な被害が広範囲に発生しており、所有者個人や個々の自治体での対応は非常に難しい状況にある。梅雨の時期を迎え、また、二次災害を防止する上で一刻も早い対応が求められるところである。

国はこのような被害の実態を踏まえ、被災者ならびに、被災住民と共に復旧・再建へ取り組もうとしている被災自治体に対し、次の事項について速やかに対策を講じるよう要望する。

| | | |
|-------|----|-----|
| 一関市長 | 勝部 | 修 |
| 奥州市長 | 小沢 | 昌記 |
| 仙台市長 | 奥山 | 恵美子 |
| 塩竈市長 | 佐藤 | 昭 |
| 白石市長 | 風間 | 康静 |
| 栗原市長 | 佐藤 | 勇 |
| 福島市長 | 瀬戸 | 孝則 |
| 郡山市長 | 原 | 正夫 |
| いわき市長 | 渡辺 | 敬夫 |
| 白河市長 | 鈴木 | 和夫 |
| 須賀川市長 | 橋本 | 克也 |

1 公共土木施設災害復旧事業の弾力的運用および対象範囲の拡大

道路・公園・河川の二次災害防止の視点から、公共土木施設災害復旧事業において、被災宅地の復旧について弾力的に運用するとともに、対象範囲を拡大することについて、以下の通り要望する。

- ・公共土木施設の二次災害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業においては、私有地の道路区域への編入のみならず、私有地内での対策工や擁壁等の復旧など、幅広く私有地への適用を可能とすること
- ・災害査定における現地調査においては、被災者支援の視点で柔軟に対応を行うこと

2 既存の災害対策関連事業の採択要件の緩和

既存の災害関連対策事業については、土砂三法に基づき、大規模かつ自然がけ等を対象としているとともに、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、住宅地区改良事業も大規模な地区を対象としている。

しかしながら、都市型災害の多くは、現行基準で救済されるものは少なく、早期の被災者の安全安心確保に向け、新潟中越地震時の特例措置に準じることに加え、高さ要件を2 m以上とするなど、要件の緩和を行うことについて、以下の通り要望する。

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

- ・自然がけ以外の人工法面等も対象とすること、また高さも2 m以上とすることや、傾斜度30度以上を緩和すること、さらに、事業費枠を撤廃すること
- ・ライフライン等の公共施設等に被害の恐れがない場合も対象とすること
- ・被災した急傾斜地上部の宅地の復旧を考慮した対策を認めること

○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

- ・自然がけ以外の人工法面等も対象とすること、また高さも2 m以上とすることや、事業費枠を撤廃すること
- ・ライフライン等の公共施設等に被害の恐れがない場合も対象とすること
- ・被災した急傾斜地上部の宅地の復旧を考慮した対策を認めること

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

- ・家屋10戸以上を2戸以上とすること
- ・盛土面積要件を撤廃すること
- ・被害が発生する恐れのある施設要件を撤廃すること

○災害関連緊急地すべり対策事業

- ・住宅団地内における盛土部等の地すべりも対象に加えること
- ・小規模な地すべりも対象となるよう採択要件を緩和すること

○住宅地区・小規模住宅地区改良事業の対象範囲の拡大

- ・不良住宅戸数や不良住宅率を緩和すること

3 災害対策関連事業の国庫補助率の嵩上げ

宅地災害関連事業の実施にあたっては、自治体の財政状況が逼迫している事情があることや、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のように宅地所有者に一定の負担を求める制度となっており、早期の復旧に向け、下記事業の国庫補助率を最大限に嵩上げし、被災者ならびに被災自治体の負担軽減を図ることについて、以下の通り要望する。

- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

現行国庫補助率 1/2 → 10/10にすること

- ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

現行国庫補助率 1/2 → 10/10にすること

- ・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

現行国庫補助率 1/4 → 10/10にすること

- ・住宅地区・小規模住宅地区改良事業

現行国庫補助率 1/2 → 10/10にすること

- ・防災集団移転促進事業

現行国庫補助率 3/4 → 10/10にすること

4 応急工事に対する支援

梅雨や台風の時期を迎え、道路や公園、河川の二次災害防止を早急に行うため、自治体自らが行う被災宅地の応急工事について、国が支援することについて、以下の通り要望する。

- ・自治体が施行する私有地の擁壁や宅地等の応急工事に対して支援すること
- ・応急工事に要する費用として活用できるよう、社会資本整備総合交付金の効果促進枠を拡大すること

5 宅地災害の復旧に対する負担軽減などの支援や復旧工事に対する助成制度の創設

宅地被害を受けた被災者の多くは住宅も被害を受けているが、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援はあるものの、液状化対策を含め宅地に対する給付型の支援制度は存在しない。このため、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減策などの支援及び私有地における宅地被害の復旧工事に要する費用の助成制度の創設や拡充について、以下の通り要望する。

- ・被災者生活再建支援制度について液状化対策を含め被災宅地にも拡充すること
- ・宅地所有者自身が復旧する場合でも液状化対策を含め工事費助成・融資・金

利補填等の支援制度を創設すること

- ・ 復旧工事に要する費用として活用できるよう、社会資本整備総合交付金の効果促進枠を拡大すること
- ・ 早急に「特定鉱害復旧制度」に係る鉱害復旧資金を拡充し、全ての被害に対応できるよう、併せて現在の被災認定に係る事務の迅速化を図り、早期の被災復旧を行うこと

東日本大震災による宅地災害に関する緊急要望

東北3県11都市の宅地災害の状況

| | |
|-----------------|------|
| ■各都市位置図 | P. 1 |
| ■各都市の宅地災害状況 | P. 2 |
| ■各都市の宅地災害箇所事例 | |
| 1. 一 関 市 (岩手県) | P. 3 |
| 2. 奥 州 市 (－〃－) | 5 |
| 3. 仙 台 市 (宮城県) | 7 |
| 4. 塩 竈 市 (－〃－) | 9 |
| 5. 白 石 市 (－〃－) | 11 |
| 6. 栗 原 市 (－〃－) | 13 |
| 7. 福 島 市 (福島県) | 15 |
| 8. 郡 山 市 (－〃－) | 17 |
| 9. いわき市 (－〃－) | 19 |
| 10. 白 河 市 (－〃－) | 21 |
| 11. 須賀川市 (－〃－) | 23 |

平成 23 年 6 月 14 日

【各都市の宅地災害状況】

| No. | 都市名 | 被災宅地数 (箇所) | 備 考 |
|-----|------|---------------|---|
| 1 | 一関市 | 108 | 5/16 現在、宅地危険度判定結果（危険宅地 49、要注意宅地 59 の合計）より。 |
| 2 | 奥州市 | 31 | 5/23 現在、宅地危険度判定結果（危険宅地 18、要注意宅地 13 の合計）より。 |
| 3 | 仙台市 | 2,104 | 5/24 現在、宅地危険度判定結果（危険宅地 794、要注意宅地 1,310 の合計）より。一部避難勧告実施。 |
| 4 | 塩竈市 | 24 | 5/31 現在、宅地擁壁崩落、沈下等の現地調査による。自主避難 6 世帯（21 名） |
| 5 | 白石市 | 20 | 5/31 現在、宅地の地滑り、沈下等の現地調査より。一部避難勧告実施。 |
| 6 | 栗原市 | 37 | 5/31 現在、宅地被害に関する市税の減免申請が 6 件、垂炭鉱跡の陥没 31 箇所より。 |
| 7 | 福島市 | 349 | 5/26 現在、被災建築物応急危険度判定の数を含む（危険 112、要注意 237 の合計）。一部避難指示実施。 |
| 8 | 郡山市 | 324 | 5/18 現在、被災建築物応急危険度判定の実施に合わせ注意喚起を行った（擁壁損壊、擁壁崩落、地盤沈下等）。一部避難勧告実施。 |
| 9 | いわき市 | 355 | 5/11 現在、がけ崩れ等被災 213 箇所における保全家屋数。一部避難勧告実施。 |
| 10 | 白河市 | 247 | 6/7 現在、建物被害認定調査時において宅地被害が認められるもの（半壊 125、大規模半壊 48、全壊 74）。一部避難勧告実施。 |
| 11 | 須賀川市 | 696 | 5/29 現在、宅地危険度判定結果（危険宅地 321、要注意宅地 375 の合計）より。一部避難勧告実施。 |

1. 一関市

- 広範囲な被害を受けた地区が多く、個人での復旧は困難な状況。
- 土砂災害復旧に関する既存制度の対象要件を大幅に緩和するとともに、国庫補助率の嵩上げなどの負担軽減策が必要である。

<主な被災事例>



法面と宅地の崩壊（山目字館地区）

- ・ 大規模に盛土された住宅団地の法面と宅地の崩壊。
- ・ 盛土の滑動崩落防止対策が必要である。
- ・ 大規模な土砂災害であり、個人での復旧は困難。



連坦する宅地擁壁の崩壊（花泉町涌津字二ツ壇地区）

- ・ 住宅団地の擁壁崩壊により、上部の人家及び市道に被害の恐れがある。
- ・ 連坦した大規模な擁壁の災害であり、個人での復旧は困難。
- ・ 人工法面の高さは5 m以下であるが、二次災害防止のため、早急に復旧することが必要である。

<主な被災事例>



貝塚採掘に起因する宅地の陥没（萩荘字境ノ神地区）

- ・貝塚採掘に起因する宅地の陥没。
- ・坑道跡の地下調査が必要であり、個人での対応は困難。
- ・災害復旧への既存制度が無い場合、個人負担の軽減策が必要。



亜炭採掘に起因する宅地の陥没（花泉町金沢字日向地区）

- ・亜炭採掘に起因する宅地の陥没。
- ・災害復旧は特定鉱害復旧事業への認定が条件であり、事務の迅速化が必要。

2. 奥州市

■ 亜炭廃坑の陥没により宅地から農地まで広範囲な被害を受けており、個人での復旧は困難な状態。

■ 復旧工事だけでなく、地下の坑道を埋めるような特定鉱害復旧事業基金の弾力的な運用が必要である。

<主な被災事例>



- ・ 宅地裏側のコンクリートブロックが沈下し、敷地にクラックが生じ建物基礎が沈下したため、建物本体が浮き上がった状態となったもの。
- ・ 建物の下にかつて亜炭を採掘した坑道があり、地表の陥没に巻き込まれる形で、建物全体の基礎に被害が発生している。
- ・ 鉱害の被害は、建物裏の田三枚に広範囲に及んでいる。

ブロック積みの沈下（江刺区藤里）



- ・ 建物基礎全体が被害を受けているため、住宅だけの復旧ではなく、地盤対策などの予防措置が必要である。
- ・ 被害住宅の工事方法としては、曳家をするか、住宅を解体し、同じ材料で再構築する方法がある。

基礎と建物本体が分離（江刺区藤里）

<主な被災事例>



- ・宅地の擁壁が崩落し、今後の雨季を迎えると宅地地盤の流失により、家屋への2次被害も心配される。

宅地擁壁の崩壊（奥州市前沢区）

3. 仙台市

- 広範囲な被害を受けた地区が多く、個人での復旧は困難な状況。
- 土砂災害復旧に関する既存制度の対象要件を大幅に緩和するとともに、公共土木施設災害復旧事業の個人宅地内へも適用可能とする必要がある。

<主な被災事例>



法面と宅地の崩壊（青葉区西花苑地区）

- ・ 人工法面が広範囲に崩落し、宅地そのものが危険な状況になったもの。
- ・ 大規模な土砂災害であり個人での復旧は困難。
- ・ 人工法面や擁壁等を含む、広い範囲で一体的に復旧することが必要。



谷埋め型造成地の滑動（青葉区中山地区）

- ・ 23宅地を含む一帯の地盤が滑動したことにより、擁壁倒壊とともに家屋が手前に移動したもの。
- ・ 宅地の擁壁および法面の高さは概ね2～3m程度である。
- ・ 滑動範囲が広いため、個人ごとの復旧では安全性を保つことが出来ない。
- ・ 「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の要件緩和により適用させ、地域全体の復旧を図ることが必要。

<主な被災事例>



宅地の斜め方向の滑動（青葉区折立地区）

- ・宅地が擁壁とともに、道路ならびに隣接民地の双方へ、斜めに滑動したものの。
- ・公共施設災害復旧事業による復旧では、道路区域および隣接する擁壁までに限られる。
- ・しかし、道路の安全を確保するためには、民地側の擁壁までを一体的に復旧することが必要。



広い地域での地すべり（太白区緑ヶ丘地区）

- ・広い地域全体で地すべりを起こし、道路および宅地が全体的に被災したものの。
- ・地域全体の安全性確保のためには、公共土木施設災害復旧事業だけではなく、民地内の擁壁の復旧や整地なども合わせて行う必要がある。

4. 塩竈市

- 広範囲な被害を受けた地区が多く、個人での復旧は困難な状況。
- 公共土木施設災害復旧事業の個人宅地を含む対象範囲の拡大及び災害復旧工事に対する助成制度、負担軽減が必要。

<主な被災事例>



- 広範囲に及ぶ擁壁を含む土砂災害であり、個人での復旧は困難。
- 宅地が密集している場所であり、一体的に復旧することが必要。

藤倉一丁目擁壁崩壊



- 擁壁が隆起して（孕んで）おり JR 東北本線に近接していることから、被害・影響も大きく、個人での復旧は困難。

藤倉二丁目擁壁隆起

<主な被災事例>



藤倉一丁目擁壁崩壊

- ・ 広範囲に及ぶ擁壁を含む土砂災害であり、個人での復旧は困難。
- ・ 宅地が密集している場所であり、一体的に復旧することが必要。



藤倉二丁目擁壁隆起

- ・ 擁壁が隆起しており JR 東北本線に近接していることから、被害・影響も大きく、個人での復旧は困難。

5. 白石市

■公共土木施設災害復旧事業の個人宅地内への適用や、宅地耐震化推進事業の対象要件を緩和し、「居住する住民の安全」、「道路や公園等の公共施設の安全」の双方を確保する必要がある。

<主な被災事例>



- ・団地造成時の盛土部分が、宅地だけでなく周囲の道路も液状化により変位していて、道路区域内だけの復旧では、余震等により再び変位する可能性がある。
- ・宅地を含む周辺の地盤耐震化の復旧が必要。

液状化による宅地変位（白石市緑が丘）



液状化による宅地変位（白石市緑が丘）

<主な被災事例>



宅地の斜め方向への滑動（白石市郡山字虎子沢山）

- 家屋だけでなく敷地自体が崩壊しており、個人での復旧は困難な状況。
- 宅地だけでなく周囲の公園等を含む土地が滑動しており、広い範囲で一体的に復旧することが必要。



宅地の斜め方向への滑動（白石市郡山字虎子沢山）

6. 栗原市

- 広範囲な被害を受けた地区が多く、個人での復旧は困難な状況。
- 土砂災害復旧に関する既存制度の対象要件を大幅に緩和するとともに、公共土木施設災害復旧事業の個人宅地内へも適用可能とする必要がある。

<主な被災事例>



宅地の陥没（金成宇南地区）

- ・ 宅地の陥没。
- ・ 公共土木施設の災害復旧が伴わない場合は、災害関連緊急地すべり対策事業としての特例的な対応が必要である。



宅地の崩壊（金成有壁地区）

- ・ 宅地を含む一帯の地盤が滑動したもの。
- ・ 災害復旧への既存制度が無いいため、個人負担の軽減策が必要。

<主な被災事例>



- ・亜炭採掘が起因する宅地の陥没。
- ・災害復旧は特定鉱害復旧事業への認定が条件であり、事務の迅速化が必要。

亜炭採掘に起因する宅地の陥没（若柳川南上堤地区）



- ・同上。

同 上

7. 福島市

■土砂災害復旧に関する既存制度の対象要件を大幅に緩和し、今回のような激甚災害においては、公共土木施設災害復旧事業の個人宅地への適用を可能にする必要がある。

<主な被災事例>



- ・民間宅地造成による盛土法面が崩壊し、宅地、市道、都市公園、国道4号が一連で被災した。
- ・公共土木施設と宅地を一体とした復旧を可能とする必要がある。

国道4号上り線側民間造成宅地の法面崩壊
(福島市あさひ台団地：全景写真)



- ・同上

同上（同上：建物崩壊状況写真）

<主な被災事例>



- ・民間宅地造成地で、宅地及び市道が同時に崩壊し、被災した。
- ・公共土木施設と宅地を一体とした復旧を可能とする必要がある。

宅地と市道が同時に崩壊（福島市あさひ台団地：南側から撮影）



- ・同上

（ 同上箇所を北側から撮影 ）

8. 郡山市

- 広範囲な被害を受けた地区が多く、個人での復旧は困難な状況。
- 住宅地区改良事業等の既存制度の対象要件を大幅に緩和する必要がある。

<主な被災事例>



擁壁が斜め方向へ転倒・亀裂（富田町字音路地区）

- ・ 沿線宅地の擁壁が線路側へ転倒し、建物も一部傾きが確認されており、一体的に復旧することが必要であるが、個人での復旧は困難。



（準用河川 荒川関係被災事例）

- 団地開発に伴う盛土部の地盤崩壊により、建物にも被災を受け、個人での復旧は困難な状況。
- 公共土木施設災害復旧事業（道路・河川）の個人宅地内へも適用可能とする必要がある。



河川側方向への滑動（応急対応）（あさか台団地）

- ・ 宅内の地盤改良や擁壁等を含む、広い範囲で一体的に復旧することが必要。
- ・ 河川側及び隣接宅地双方に向け滑動しており、河川区域内だけの復旧では、河川施設の安全を維持できない。
- ・ 河川災害復旧事業の適用範囲を拡大し、河川に隣接する民地側の擁壁等も一体的に復旧する必要がある。

(道路関係被災事例)

- コンクリートブロック積擁壁の崩壊により民地住宅に広い範囲で亀裂が発生しており、個人での復旧は困難な状況。
- 土砂災害復旧に関する既存制度の対象要件を緩和し、公共土木施設災害復旧事業の私有地への適用を可能とする必要がある。



民地ブロック積擁壁崩壊（郡山市大槻町）



民地のコンクリート擁壁崩壊（郡山市桜木一丁目）

- ・民地のコンクリートブロック積擁壁の崩壊により民地に亀裂が発生し、住宅が半壊する状況にあり、一体的に復旧する必要がある。

9. いわき市

- 住宅団地等において面的に被害が発生しており、市道等の公共土木施設の二次災害防止の観点から、市道等の災害復旧にあたって、宅地内での対策工や宅地内擁壁等の復旧など、従前の土地利用形態を踏まえた一体的な災害復旧を一括で採択し支援願いたい。また、公共土木施設の災害復旧が伴わない場合は、災害関連緊急地すべり対策事業として、団地内の盛土部の地すべりについて特例的に採択し支援願いたい。
- 自然斜面に加え擁壁や盛土法面等の人工斜面の崩壊や崩落により宅地被害が数多く発生しており、人工斜面も対象とする災害関連事業についての特例措置をお願いしたい。
- 人工斜面については、民地と民地の間で発生し公共施設に影響を及ぼさない被害や小規模な被害も数多く発生していることから、特例措置に際し、採択基準の緩和をお願いしたい。

<主な被災事例>



いわき市常磐西郷町忠多

住宅団地の盛土部の被害であり、液状化現象も加わり面的に被災した。

市道等の災害復旧にあたり、二次災害防止の観点から、脆弱化した宅地部の強化を含めた面的で一体的な災害復旧の採択が必要である。



住宅団地内の盛土部の地すべりにより面的に被害が発生した。

二次災害防止の観点から、民有地も活用した土塊の抑止工や道路に面した擁壁、更には民地と民地の間にある擁壁の復旧が必要であり、市道等の公共土木施設の災害復旧との一体的な対応が必要である。

また、公共土木施設の災害復旧が伴わない場合は、災害関連事業緊急地すべり対策事業としての特例的な対応が必要である。

いわき市四倉町梅ヶ丘

<主な被災事例>



いわき市勿来町酒井

自然斜面の崩壊であるが、保全戸数が1戸で小規模であることから、復旧にあたっては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の緩和が必要である。



いわき市平八ツ坂

擁壁や盛土法面等の人工斜面の崩壊が多数発生しており、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、人工斜面も対象とする特別措置が必要である。

また、ライフライン等の公共施設等への影響の恐れのない大規模な被害や、民地と民地との間の小規模な擁壁等の崩壊が多数発生していることから、採択要件の大幅な緩和が必要である。

更に、被災宅地の復旧に対する負担軽減などの支援や復旧工事に対する国の助成制度の創設が必要である。

10. 白河市

■開発分譲地を中心に被害が広範囲に及んでおり法面擁壁等を含めた宅地被害の個人負担での復旧が難しい状況。既存制度の大幅な緩和、拡大を行うとともに、個人宅地に対する支援・助成が必要。

<主な被災事例>



- ・人工法面を含め、道路との一体的な復旧を要す。
- ・復旧工事に対する支援・助成等が望まれる。

擁壁と宅地の崩壊（三本松地区）



- ・上記崩壊箇所と同じ住宅団地内にある擁壁の被災により、上部の住宅及び市道等に被害の恐れがある。
- ・連担した大規模な擁壁の災害であり、個人での復旧は困難。
- ・復旧及び二次災害防止に対する支援・助成等が望まれる。

連担する宅地擁壁の被災（三本松山地区）

<主な被災事例>



- 民地の擁壁が崩壊し、建物にも影響が確認されており、一体的な復旧を要す。
- 復旧工事に対する支援・助成等が望まれる。

擁壁の崩壊（葉ノ木平地区）



- 大規模な擁壁の破損倒壊、被害は広範囲に渡り、隣家部分との一体的な復旧を要す。
- 宅地被害に対する支援・助成等が望まれる。

大規模な擁壁の破損倒壊（大搦目山地区）

11. 須賀川市

■今回被害に遭った地域は、開発をされたのが30年以上前と古い地区が多く、復旧に要する費用は個人や地方公共団体が負担するには荷が重いため、国の支援をお願いしたい。

<主な被災事例>



和田字立石地内

- ・地域一帯が地すべりを起こし、擁壁が崩壊。
- ・個人の所有地につき国の支援を得て復旧を行いたい。



松塚字小屋地内

- ・宅地が地すべりにより崩壊
- ・個人所有地につき国の支援を得て復旧したい。
- ・小規模の住宅地も対象とすること。

<主な被災事例>



- 地域一帯が地すべりを起こし、擁壁が崩壊したもの。
- 個人の所有地につき国の支援を得て復旧を行いたい。

和田字立石地内



- 宅地が地すべりにより崩壊したもの。
- 個人所有地につき国の支援を得て復旧したい。

六郎兵衛地内